

各中学校長 }
各高等学校長 } 殿
各特別支援学校長 }

山梨県教育委員会 教育長
(公印省略)

令和3年度山梨県公立高等学校等入学者選抜実施要項における
保健所が特定する「接触者」の取扱いについて（通知）

令和2年12月18日付け山梨県教育委員会「令和3年度山梨県公立高等学校等入学者選抜（甲陵高校を除く）に係る新型コロナウイルス感染症に対応した受検実施のガイドライン」において、「接触者」を「濃厚接触者ではないが、授業や部活動などで感染者と接触があり、保健所が特定する者」とし、無症状の接触者への対応等について定めたところです。

つきましては、令和3年度山梨県公立高等学校等入学者選抜実施要項（以下、実施要項という。）における「接触者」の取扱いを次のとおりとしますので、御了知いただくとともに入試事務に遺漏の無いよう御留意ください。

【「接触者」は実施要項中の次の記述に含まれるものとする。】（実施要項該当ページ）

- 「Ⅲ 全日制の課程における後期募集」の「第8 追検査」の「1 対象者」の(1)における「新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者」(P.12)
- 「Ⅳ 全日制の課程における再募集」の「第3 出願資格」における括弧中「病気等」(罹患者) (P.14)
- 「Ⅴ 定時制の課程における入学者選抜」の「第7 追検査」の「1 対象者」の(1)における「新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者」(P.21)
- 「別記3 新型コロナウイルス感染症への対応による特別日程への移行」の1における「感染者及び濃厚接触者」(P.29)
- 同じく「別記3 新型コロナウイルス感染症への対応による特別日程への移行」の「7 追検査あるいは再募集検査を受検できない場合」の(3)及び(4)における「新型コロナウイルス感染症等及びその濃厚接触」(者) (P.29)
- 「Ⅴ 追検査」の「1 対象者」の(1)の①「新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者」(P.69)

※ 実施要項の取扱いにおける「接触者」は、保健所から「接触者」として特定された時点から、PCR検査の結果が判明するまでの間にある者になります。

山梨県教育庁
高校改革・特別支援教育課
高校改革担当 菊島、高野、高戸
電話 055-223-1767